

公 示 日 : 2022 年 9 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 22a00571

国 名 : ニカラグア

担 当 部 署 : ニカラグア事務所

調 達 件 名 : ニカラグア国地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2 (モニタリング手法/モニタリングツール策定)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : モニタリング手法/モニタリングツール策定
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 11 月中旬から 2023 年 1 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.2、国内 0.3、合計 1.5
- (3) 業務日数 : 国内準備 3 日、現地業務 36 日、国内整理 3 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 10 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月25日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	モニタリング手法／モニタリングツール策定に係る各種業務
対象国及び類似地域	ニカラグア／中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国（以下「ニカラグア国」という。）は、1998年に制定された地方自治体法を皮切りに地方自治の制度基盤を整備してきた。2012年には同法を改正し、貧困層に裨益する地方行政の実現に取り組んでいる。また、同国の「国家人間開発計画2012-2016、2017-2021」において、各地方自治体の人材能力強化、及び組織強化を通じた行政サービスの向上が優先課題として掲げられ、地方自治体には中長期的な視点をもった1) 市長期開発計画（計画期間10～15年）、2) 市中期開発計画（Plan Municipal para Desarrollo Humano、計画期間4～5年、以下「PMDH」という。）の策定、またそれに基づく3) 市年間事業計画（Plan de Inversión Anual、以下「PIA」という。）の策定が義務付けられた。国家人間開発計画の後継となる「貧困対策国家計画2022～2026」（Plan

Nacional de Lucha contra la Pobreza)においても同政策は継承され、その円滑な実施が求められている。こうした地方自治体政策の推進を担うのが、地方自治振興庁（以下「INIFOM」という。）¹であり、INIFOMは、地方自治体が運営・監理する各種事業の実施に係る技術支援や促進、モニタリングの役割を担っている。しかし、INIFOMの地方自治体への支援能力は脆弱であり、同時に地方自治体による中長期開発計画やPIAの策定・実施・モニタリング・評価等に係る経験も十分でなく、それらを実施するためのマニュアル類も限られており、円滑な事業実施が困難な状況にあった。

こうした状況において、PMDH策定の持続可能な仕組みを導入するため、2015年1月から2017年1月まで、技術協力プロジェクト「地方自治行政能力強化プロジェクト（以下「FOMUDEL 1」という。）」が実施された。同プロジェクトでは、1) PMDH策定手法・ガイド、2) PMDH策定のための研修プログラム及び研修教材が作成され、パイロット9市（以下「FOMUDEL 1パイロット市」という。）によるPMDH策定に貢献した。また、国家計画などの上位計画との整合性への配慮や、分野を横断した総合的な開発戦略の構築ができること、コンサルタントなどの外部人材に頼らず、市職員の能力強化を促す計画策定が可能な手法・ツール及び研修プログラム・教材が評価され、INIFOMは全国に拡大することを決定した。

しかし、地方自治体への直接的な指導（研修や研修後のフォロー）を行うINIFOM地域事務所、並びに同地域事務所の監督及び全国での普及進捗を管理するINIFOM本庁は、PMDH事業の経験不足や慢性的な予算及び人員不足の問題を抱えており、PMDHの全国普及の実現のためには、INIFOMの実施能力の強化、並びに効率的な普及体制の構築が必要である。

また、地方自治体においては、5年間の開発計画であるPMDHと年間事業計画（予算計画）であるPIAとの連動による、PMDHの効果的な運用方法、すなわちPMDHの目標達成に資する効率的な予算投入やその進捗モニタリング・評価手法の構築が望まれている。これらINIFOM及び地方自治体が抱える課題に対応するために「PMDHの策定・実施・モニタリング・評価及びその結果の次期計画へのフィードバック」にかかる一連のサイクル（以下、PMDH総合的マネジメント枠組み）を確立させ、INIFOM及び地方自治体のさらなる体制構築と能力強化を進める必要があるとして、ニカラグア国政府は我が国に支援を要請した。

この要請に基づき2018年1月に開始された「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2（以下「FOMUDEL2」という。）」は、2023年1月までの5年間のプロジェクトで、引き続きINIFOMをカウンターパート（以下「C/P」という。）機関としている。2022年9月時点で長期専門家（自治体開発計画策定支援）1名

¹ INIFOM本庁（職員約80名）と全国7か所の地域事務所（職員数2名～7名）で構成され、全国153の地方自治体に対する各種支援・指導を行っている。

が派遣中である他、本件専門家（モニタリング手法／モニタリング策定）の他、1名（①チーフアドバイザー／地方行政²）が短期専門家として派遣される見込みである。

7. 業務の内容

本専門家は、前回 2021 年度派遣の同専門家派遣時に提案された、INIFOMによる、地方自治体が運用する「PMDH 総合的マネジメント枠組み」の各ステップ（「PMDH 策定」、「PMDH と連動した PIA 策定」並びに「PMDH モニタリング」）実施状況のモニタリング手法及びツールの使用状況を確認し、必要に応じて改善案を指導する。また、現在プロジェクトが構築を進めている PMDH のデータベースシステム³と連動する形での、上記モニタリングツールの使用方法や同システムの拡張の可能性を検討・提案する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022 年 11 月中旬）
 - ① 本プロジェクト、並びに中米・カリブ地域における類似案件に関する報告書、関係資料を確認し、当該業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。
 - ② 現地派遣に係るワークプラン（和文・西文）を作成し、JICAニカラグア事務所及びJICAガバナンス・平和構築部へ提出する。
- (2) 現地業務期間（2022 年 11 月中旬～2022 年 12 月下旬）
 - ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に対し現地業務に係るワークプランについて説明し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
 - ② プロジェクトチーム及びC/Pから、「PMDHモニタリング手法・ツール」を用いたINIFOMによるモニタリング実施状況やプロジェクト終了後の実施計画について説明を受け、改善に向けて協議する。
 - ③ また、プロジェクトが構築を進めているPMDHデータベースシステムについて、進捗状況や仕様の説明を受け、「PMDHモニタリング手法・ツール」との連動の可能性を協議する。
 - ④ 上記②及び③の協議結果を踏まえて、「PMDHモニタリング手法・ツール」の改善案並びにPMDHデータベースシステムとの連動案を策定し、プロジェクトチーム及びC/Pに対して提案する。
 - ⑤ プロジェクトチーム及びC/Pと協議の上、本専門家の現地派遣期間終了後

² 中央政府による地方行政支援と地方（自治体）による行政を含む地方行政全般

³ 市が策定したPMDHをサーバー上に集約し、INIFOMによる全PMDHの一括管理及び同データの活用を目的としたデータベースシステム

に、プロジェクト及びC/Pがフォローすべき事項や活動内容について確認する。

- ⑥ 現地業務完了に際し、以上の活動結果及び今後必要となるプロジェクトの活動を、現地業務結果報告書（和文、西文）に取りまとめ、C/P機関及びJICAニカラグア事務所に報告、提出する。

- (3) 帰国後整理期間（2022年12月下旬から2023年1月上旬）
専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。電子データによる提出とする。

提出先（和文）：JICA ニカラグア事務所、JICA ガバナンス・平和構築部
（西文）：JICA ニカラグア事務所、C/P 機関

- (2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び西文。提出部数は以下のとおり。

簡易製本及び電子データ

和文 2部（JICA ニカラグア事務所、JICA ガバナンス・平和構築部へ各1部）

西文 2部（JICA ニカラグア事務所、C/P 機関へ各1部）

- (3) 専門家業務完了報告書（和文 2部）

2023年1月10日（火）までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA ニカラグア事務所及び JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、
- ① 日本⇄マイアミ⇄マナグア
 - ② 日本⇄メキシコ⇄マナグア
- 何れかを標準としますが、コロナ禍での選択肢が限られるため、業務の予定を考え適切なルートと便をご選択ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程
「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、ニカラグア政府は到着後の隔離期間を義務付けていませんので、隔離期間を考慮する必要はありません。
 - ② 現地での業務体制
本業務専門家以外の FOMUDEL2 プロジェクトチームの構成は、以下の通り（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載していません）。
 - ・チーフアドバイザー／地方行政（短期派遣専門家）
 - ・自治体開発計画策定支援（長期派遣専門家）
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：便宜供与あり
 - イ) 宿舍手配：便宜供与あり
 - ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（市街地への移動を含む）
 - エ) 通訳備上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供：INIFOM 内における執務スペース提供（ネット環境完備）
- (2) 参考資料
- ① 本業務に関する以下の資料を当機構ガバナンス・平和構築部（gpoggg@jica.go.jp）にて配布します。

- ・プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）
 - ・プロジェクト活動実施計画（PO）
 - ・前年度に派遣された専門家の業務完了報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica. go. jp）宛に、以下のメールをお送りください。
- ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
- イ）提供依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上